

基準日設定公告

平成 20 年 8 月 15 日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7 号
株式会社パイプドビッツ
代表取締役社長 佐谷 宣昭

当社は、平成 20 年 10 月上旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 20 年 8 月 31 日（日曜日）（ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成 20 年 8 月 29 日（金曜日））を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

また、株主提案に基づき、平成 20 年 10 月上旬開催予定の臨時株主総会において剰余金の配当が承認可決された場合、平成 20 年 8 月 31 日（日曜日）（ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成 20 年 8 月 29 日（金曜日））を基準日とし、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることができる株主といたします。

株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
事務取扱場所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社 本店